

議案第 39 号

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市空家等の適正管理に関する条例（平成28年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あわせて」を「併せて」に改める。

第3条の見出し中「適正管理義務」を「責務」に改め、同条中「を適正に管理し」を「の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努め」に改める。

第5条第1項中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改め、「、必要な」を削り、同条第3項中「空家等に」を「空家等と認められる場所に」に改める。

第6条第2項中「ため」を「ために」に改め、「の長」の次に「、空家等に工作物を設置している者」を加える。

第7条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「特定空家等の」を「管理不全空家等の」に、「当該特定空家等」を「当該管理不全空家等」に改め、「、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために」、「（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）」及び「助言又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、法第22条第1項の規定により、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等

に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

第8条中「前条の規定による」を「前条第2項の規定により」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、「除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、前条第1項の規定により指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大いいと認めるときは、法第13条第2項の規定により、当該指導を受けた者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第9条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に、「第14条」を「第14条第1項」に改める。

第10条第1項中「第8条」を「第8条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条第7項中「措置を」の次に「講ずることを」を加え、「国土交通省令・総務省令」を「規則」に改め、同条第8項中「措置を」の次に「講ずることを」を加える。

第11条第1項中「必要な措置を」の次に「講ずることを」を加え、「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条第2項中「必要な措置を」及び「なくてその措置を」の次に「講ずることを」を、「命ぜられるべき者」の次に「（以下この項において「命令対象者」という。）」を加え、「第7条」を「第7条第2項」に、「第8条」を「第8条第2項」に、「第14条第10項」を「第22条第10項」に、「その者」を「当該命令対象者」に、「相当の期限を定めて、その」を「市長は、その定めた期限内に命令対象者においてその」に、「、市長」を「市長」に、「がその措置を行うべき」を「がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する」に改める。

第12条第2項中「措置」を「応急措置」に改める。

第14条第1項中「のため」を「のために」に、「調査及び」を「調査し、及び」に改める。

第15条中「に必要」を「のために必要がある」に、「連携して」を「及び連携して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。